

産業廃棄物処理計画書	
2024年 5月20日	
呉市長 様	
提出者	
住所	広島県広島市中区東白島町14番15号
氏名	共立建設株式会社中四国支店
常務取締役支店長 鈴木 喜代孝	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0 8 2 - 2 1 1 - 3 3 2 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	共立建設株式会社中四国支店
事業場の所在地	広島県広島市中区東白島町14番15号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙 1, 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量

計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	1776.000	0.000									1776.000	0.000	1776.000	0.000	1776.000	0.000				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	10.570	20.000									10.570	20.000	0.14	1.000	10.570	20.000				
紙くず	5.130	5.000									5.130	5.000			5.130	5.000				
木くず	4.785	5.000									4.785	5.000			4.785	5.000				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	9.831	10.000									9.831	10.000	0.678	1.000	9.831	10.000				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	45.732	0.000									45.732	0.000	44.548	0.000	45.732	0.000				
鋳さい																				
がれき類	14.514	20.000									14.514	20.000	5.772	7.000	14.514	20.000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1866.562	60	0	0	0	0	0	0	0	0	1866.562	60	1827.138	9	1866.562	60	0	0	0	0

別紙２（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 1 0 9 , 1 0 0 千円 (税抜き、呉市内の前年度実績)
③従業員数	5 0 名
④産業廃棄物の 一連の処理の工程	別紙 3 にて。

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

別紙 4 にて。

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 必要量以上の取壊し作業等を抑制し、産業廃棄物量の抑制を図る。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後もこれまでと同様の抑制に関する取組を行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック、廃石膏ボード、がれき類 等、 各現場にて種類毎に分別。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまでと同様の取組を行う。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 再生利用可能なものは全て、適正な委託契約を締結したうえで、再生利用業者へ委託している。マニフェストによる最終処分の確認を徹底している。 及び、前年度は優良認定処理業者5社と委託契約を締結した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、再生利用業者と適正な委託契約を締結したうえで、可能な限り、再生利用業者へ委託する。引き続き、マニフェストによる最終処分の確認を徹底する。 優良認定処理業者との委託契約を引き続き検討する。

別紙3(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

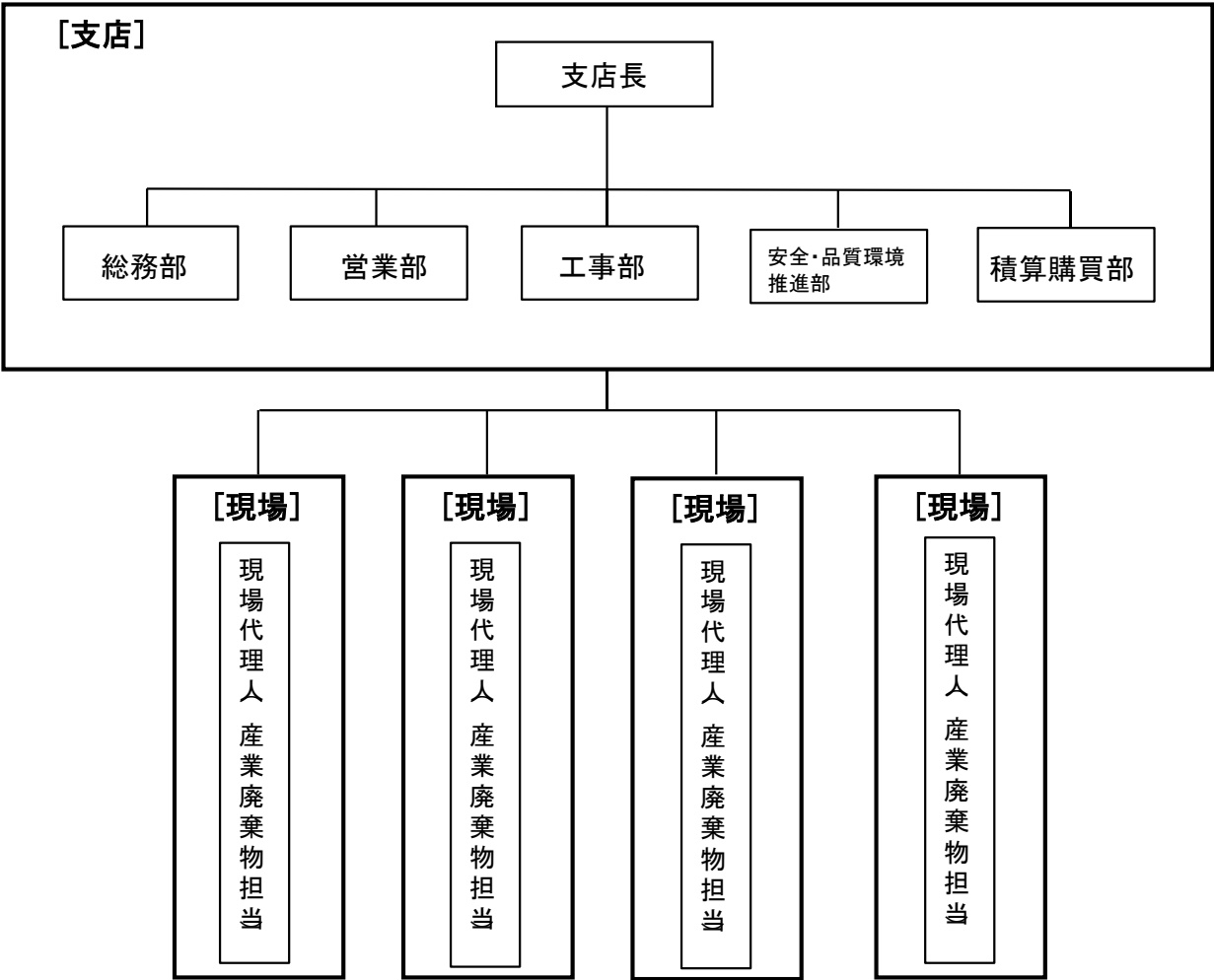
種類	処理方法
がれき類(コンクリート殻を含む)	・中間処理施設にて選別・破碎。コンクリート殻は再生砕石として再資源化し、残渣は安定型埋立処分場にて埋立処分。
ガラス・陶磁器くず	・再生処理業者に委託して、ガラス原材料等として再資源化。
建設汚泥	・再生処理業者に委託して、改良土・流動化土・セメント原料として再資源化。
廃プラスチック類	・再生処理業者に委託して、燃料・セメント原料等として再資源化。
金属くず	・再生処理業者に委託して、スクラップとして再資源化。
紙くず	・再生処理業者に委託して、再生紙として再資源化。
木くず	・再生処理業者に委託して、圧縮木材品として再資源化。
廃石膏ボード	・再生処理業者に委託して、材料として再資源化。
建設混合廃棄物	・中間処理施設にて種類毎に選別。 再資源化・最終処分は、種類によりその都度、異なる。
石綿含有産業廃棄物	・最終処分業者に委託して、管理型または安定型の埋立処分場にて埋立処分。

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

- ・産業廃棄物管理責任者 工事部長
【役割】:支店内全体での産業廃棄物の管理責任者
- ・産業廃棄物担当 各、現場代理人
【役割】:各作業所単位での産業廃棄物の管理責任者

(管理体制図)



[支店]支店長:報告責任者
[支店]工事部:作業所単位でのまとめ状況の確認、支店全体での取りまとめ
[現場]各、現場代理人:作業所単位での取りまとめ